

令和3年4月27日

お客様各位

戸田市スポーツセンター

「新型コロナウイルスの影響による施設利用制限について」

平素より戸田市スポーツセンターをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さてこの度、埼玉県よりまん延防止等重点措置等に基づく協力要請が発令されたことにより、戸田市におきまして、令和3年5月19日（水）までの公共施設の対応について方針が決定されました。

つきましては、同方針に基づき、スポーツセンターの利用時間を変更させていただきます。

お客様には大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解をお願いいたします。

なお、本対応につきましては、今後も新型コロナウイルスの感染拡大状況等により、対応が変更になる可能性があります。最新の情報は、ホームページを随時更新してまいりますのでご確認ください。

ご不明な点等がございましたらスポーツセンター（048-443-3523）までお問い合わせください。

記

1. 令和3年4月28日（水）～令和3年5月11日（火）までの間
施設利用時間を20時までとする。
なお、事前に予約が必要な施設は19時までの利用とする。
2. 令和3年5月12日（水）～令和3年5月19日（水）までの間
施設利用時間を21時までとする。

「新型コロナウイルスの影響による利用料金の還付手続について」

新型コロナウイルスの影響によるスポーツセンター施設利用時間変更における利用料金について、既に施設利用料金及び附属設備利用料金を納付済みの場合は、スポーツセンター受付にて還付手続きをいたします。

なお、還付の対象となる予約は下記の点に該当するものとなります。

記

- ・利用日または利用予定日：令和3年4月28日（水）～5月19日（水）
 - ・受付時間：9時～19時（休場日を除く）
- 【還付手続きの締め切り：令和3年5月31日（月）】

《還付方法》

ご来場のうえ還付申請書の提出が必要となります。以下の物をご持参ください。

- ・朱肉を使用する印鑑（シャチハタ不可）
- ・銀行振込での返金となります。（振込先の銀行、支店名、口座番号情報が必要となります。）

現金での返金は致しかねますので予めご了承ください。